

ID: 385

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	登録の取消し等		
例規名 根拠条項	長門市立小・中学校の施設の開放に関する規則 第11条		
例規番号	平成17年教育委員会規則第35号		
<p>【根拠条文】 (利用の中止等) 第11条 委員会は、この規則に違反し、又は委員会及び開放校の定めた諸規程に基づく指示に従わない利用者に対しては、利用の中止を命じ、又は第6条第1項の登録を取り消すことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日